

2025年5月16日

会社名 SCSK株式会社  
 代表者名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭  
 (コード番号 9719 東証プライム市場)  
 問合せ先 経理部長 元島 広幸  
 (TEL: 03-5166-2500)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である住友商事(株)について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
住友商事(株)	親会社	50.6	—	50.6	(株)東京証券取引所 プライム市場

### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(2025年3月31日現在)

住友商事(株)は当社議決権の50.6%を所有する親会社であります。

当社は、親会社の企業グループの中でITソリューション事業の中核企業に位置付けられており、親会社及びその企業グループの多くから情報システムの構築、保守、運用業務を受託しております。

当社の2025年3月期における同グループに対する売上比率は15%弱であります。

当社が目指す「2030年 共創ITカンパニー」を実現するにあたり、親会社及び同社グループ企業が有する国内外における経営資源は、当社および当社グループにとって有益であると捉えております。親会社と当社が事業戦略を共有しながら、各々の強みを活かし、親会社及び同社グループ企業のIT基盤の構築・運用によるグローバルな事業遂行の下支えや高度化を推進するとともに、オープンイノベーションなどの分野におけるグローバルな事業創出に向けて緊密に連携し、相互の協力関係のもとで、経営資源の活用による事業展開やシナジー効果の発揮等により、双方の企業価値の向上に寄与できるものと考えております。

人的関係につきましては、親会社から1名が当社取締役に就任しております。また、親会社から15名の出向者を受け入れ、事業基盤の強化・拡充を図っております。

(役員の兼務状況)

(2025年3月31日時点)

役職	氏名	親会社における役職	就任理由
取締役 (非常勤)	加藤 真一	住友商事(株) 専務執行役員 メディア・デジタルグループ CEO	当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え就任を依頼

(注)当社の取締役11名のうち、親会社との兼任役員は当該1名のみです。

(出向者の受入れ状況)

(2025年3月31日時点)

部署名	人数	出向元の企業名	出向者受入れ理由
事業グループ	13名	住友商事㈱	事業基盤の拡充のため当社から依頼
その他	2名	住友商事㈱	コーポレート機能の拡充のため当社から依頼

(注)2025年3月31日現在の当社の従業員数は8,360名です。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

親会社及び法人主要株主等との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
親会社	住友商事㈱	東京都千代田区	221,023	総合商社	(被所有)直接 50.6	ソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等の販売	18,435	売掛金	2,639	
								契約資産	652	
						資金の寄託	資金の寄託	1,669,000	預け金	15,000
							利息の受取	85	未収収益	0

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ITソリューションの提供については、市場価格、原価率を勘案して当社見積価格を提示し、一案件ごとに価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。資金の寄託による利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

### 4. 親会社又は支配株主(親会社を除く。)を有する場合において当該親会社又は支配株主(親会社を除く。)との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社から当社の事業活動に対する制約はありません。

また、親会社との取引条件は、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件でこれを行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。さらに、親会社との取引のうち重要な取引については、独立社外取締役及び独立した社外の有識者にて構成される利益相反取引管理等諮問委員会に事前に諮問し、答申を得たうえで、取締役会において取引の可否を判断しております。少数株主保護の観点から、当社の取締役会は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である社外取締役6名を含む11名で構成され(2025年3月31日現在)、独自に経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行っており、上場会社としての当社の経営判断につきましては、自主性・独立性が確保されております。

加えて、親会社との取引の状況については、利益相反取引管理等諮問委員会に定期的に報告することにより、その公正性を担保しております。

以上